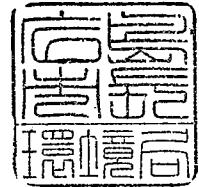


広環保第92号  
令和2年7月17日

広島県知事 湯崎 英彦 様  
(環境県民局環境保全課)

広島市長 松井 一實  
(環境局環境保全課)



(仮称) 広島西ウインドファーム事業に係る計画段階配慮書に対する関係市町の意見について (回答)

令和2年6月22日付けで照会のあった標記については、別紙のとおりです。

## (仮称) 広島西ウインドファーム事業計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、本市佐伯区湯来町、安芸太田町及び廿日市市を事業実施想定区域として、全高最大150mの風力発電機を最大36基設置する計画であり、地球温暖化対策の観点からは再生可能エネルギーの導入の促進に資するものである。

一方、本市における事業実施想定区域周辺は、豊かな自然環境が存在するとともに、住民の日常生活が営まれている地域であり、特に小学校が近接するなど、本事業による環境影響が強く懸念される。

本事業の位置・規模、施設の配置・構造等（以下「事業位置等」という。）の検討段階において、風力発電事業の特性に加え、事業実施想定区域の地域特性を踏まえた環境配慮が行われるよう、以下のとおり意見を述べる。

### 1 全体的事項

- (1) 今後の事業計画の具体化に当たっては、関係機関、専門家等に対する意見聴取、現地確認及び情報収集を適切に行うとともに、重大な環境影響の有無や程度を整理し、その結果を反映させること。

また、下記の個別的事項について、環境影響を回避又は十分低減できない場合は、事業計画を見直すこと。

- (2) 事業実施想定区域の選定に係る記載について、広島西地域の複数の好風況地点から同区域が選ばれた理由が明確に示されておらず、十分に説明される必要があることから、今後定める事業実施区域の検討経緯も含め、環境影響評価方法書には具体的に記載すること。

- (3) 工事の実施による影響については、現時点で工事計画の詳細が未定であること、予定する工事内容が他の一般的な風力発電事業と同程度であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことを理由として、計画段階配慮事項に選定されていない。しかしながら、土地の改変や樹木の伐採等（以下「土地改変等」という。）による水環境、動植物、生態系等への影響が強く懸念され、また、土地改変等により発生する廃棄物の発生量はできる限り低減する必要がある。

このため、今後、工事の実施による影響についても慎重に検討した上で、事業計画を策定し、その結果を環境影響評価方法書に記載すること。

- (4) 計画段階環境配慮書のインターネットを利用した電子閲覧に際して、スマートフォンやタブレットなどで閲覧できない状況が認められた。

環境影響評価図書の閲覧は、幅広く人々の意見を求め、より環境に配慮した事業計画とすることを目的とした環境影響評価制度の重要な手続であり、事業者に義務付けられているインターネットによる公表は、その根幹をなすものの一つである。

このため、今後公表される環境影響評価図書については、端末やブラウザなどの違いによらず、閲覧可能となるよう対応すること。

- (5) 本事業を進めるに当たっては、住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うとともに、住民等の疑問や意見には誠意をもって対応すること。

- (6) 環境影響評価図書で使用する用語や表現は住民等に分かりやすいものとなるよう努め、専門用語には用語の解説を記載すること。

### 2 個別的事項

- (1) 騒音、超低周波音及び風車の影

風力発電機設置想定範囲の近傍には小学校や住居等があり、計画段階環境配慮書においても、風力発電機の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影による生活環境への影響が生じる可能性があるとされている。

このため、風力発電機を小学校や住居等からできる限り離した配置とすること等により、騒音、超低周波音及び風車の影による影響を極力回避すること。

## (2) 水質及び水象

事業実施想定区域を流域とする水内川及びその支川は、良好な水環境を有しており、漁業者による内水面漁業やアユ、アマゴ等の放流に加え、市民による遊漁が盛んに行われている。また、事業実施想定区域は本市の主要水源である太田川の源流域に位置しているほか、周辺には水道の水源や井戸に加え、温泉の源泉が存在しており、土地改変等による水質悪化や水量減少が懸念される。

このため、事業位置等や土地改変等の方法を慎重に検討し、水質及び水象への影響に十分配慮すること。

## (3) 動物、植物及び生態系

動物、植物及び生態系に係る以下の懸念事項については、現地の状況に詳しい専門家からの助言を踏まえ、土地改変面積の最小化を図るとともに、現地調査を行う時期・地点・方法を慎重に検討した上で、調査・予測・評価を実施し、その結果を踏まえて必要かつ適切な保全措置を講じること。

ア 事業実施想定区域周辺は、クマタカが生息しているとともに、その幼鳥が確認されるなど、稀少猛禽類の営巣地が存在している。また、ハチクマ等の渡り鳥の飛翔経路でもあり、土地改変等による生息環境の消失や風力発電機への衝突など、鳥類への重大な影響が懸念される。

イ 水内川及びその支川は、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオや県の天然記念物であるゴギが生息しており、その他の水生生物も含め、土地改変等による生息環境の悪化等が懸念される。

ウ 事業実施想定区域周辺は、絶滅危惧種のコウモリや国の天然記念物であるヤマネなどの生息情報があり、土地改変等による稀少な動植物の生息・生育環境の消失等が懸念される。

エ 事業実施想定区域周辺は、西中国地域におけるツキノワグマの生息地であるため、土地改変等に伴うツキノワグマの移動に適した連続性のある森林等の分断や餌となる堅果類の減少により、個体数の減少や人との軋轢の増加が懸念される。

## (4) 景観

ア 自然景観資源に選定されている東山渓谷については、景観資源保全の観点から事業位置等を慎重に検討し、直接的な改変を極力回避すること。

イ 大峯山や天上山などの山々は、事業実施想定区域周辺における主要な眺望点であり、風力発電機が設置されることで、西中国山地の山並みを望む眺望景観への影響が懸念される。また、湯来温泉・湯の山温泉は、自然を生かした歴史ある温泉地としての観光促進やおもてなしの雰囲気づくりに取り組んでいる地区であり、風力発電機の存在による当該地区の景観への影響も懸念される。

このため、風力発電機の配置や構造を慎重に検討し、景観への影響に十分配慮すること。

ウ 計画段階環境配慮書に記載された景観資源や主要な眺望景観に限らず、地域で大切にされている身近な景観も含め、幅広く評価の対象とすること。

## (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

湯来冠山は、登山等の人と自然との触れ合いの活動の場として利用されていることから、事業位置等や土地改変等の方法を慎重に検討し、これらの活動への影響に十分配慮すること。